

2018年
12月号

十分性認定の見通しと日本企業の GDPR 対応

執筆者: 石川 智也、角田 龍哉

今月に入り、EEA 域内から日本の事業者への個人データの移転が自由になる「十分性認定」に向けた手続が大詰めを迎えている。

欧州委員会が 2018 年 9 月 5 日に公表した日本の十分性認定のドラフトについて、2018 年 12 月 5 日には欧州データ保護評議会が意見を公表し¹、2018 年 12 月 13 日には欧州議会も議決を採択した²。欧州データ保護評議会の意見及び欧州議会の議決は、個人情報保護委員会及び欧州委員会による十分性認定に向けた尽力を高く評価している一方で、日本の個人情報保護法制が EU の GDPR に照らし十分な水準であるかについては更なる検証が必要ではないかとの問題提起をしている。

そして、2018 年 12 月 18 日には、十分性認定を承認する欧州委員会の合議体 (College of Commissioner) が来年 1 月 23 日に十分性認定に関する審理を行う可能性がある旨のアジェンダ案を公表している³。したがって、早ければこの日に十分性認定がなされる可能性があるということになるが、欧州委員会が欧州データ保護評議会と欧州議会の問題提起を踏まえてどのような決定を行うかが注目される。

日本企業としては、引き続きこのような十分性認定を巡る動向を注視していく必要があるとともに、GDPR 対応について完了していない部分への対応を急ぐ必要がある。この時点において、十分性認定を巡る動向を踏まえ、日本企業が確認しておくべき大きな方針は以下の 4 点である。

第 1 に、十分性認定に基づくデータ移転を可能とするために、日本企業が導入している個人情報保護に関する社内規則に「十

¹ https://edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/opinion-art-70/opinion-282018-regarding-european-commission-draft_en

² http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?pubRef=-%2F%2FEPF%2F%2FTEXT+MOTION+B8-2018-0561+0+DOC+XML+V0%2F%2FEN&fbclid=IwAR0BsoDP9DTucygpYBjCjWq0Mqol8GWKXDeyft5OBVrobh_swL-Tu366IqQ

³ <http://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/2/2018/EN/SEC-2018-2277-F2-EN-MAIN-PART-1.PDF>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

分性認定補完的ルール」の内容を組み込むべきか検討する必要がある。既に SCC を締結している企業においては、引き続き SCC に基づいて個人データを移転することも可能である(その場合には十分性認定補完的ルールは適用されない)が、今後新たな移転元・データ処理が発生する可能性があることを考えると、社内規則の改定は行っておくことが望ましいと考えられる。この社内規則の改定の方法については、[企業法務ニュースレター2018年8月号](#)をご覧ください。

第2に、日本企業が GDPR の域外適用を受ける場合には、十分性認定の動向にかかわらず日本企業において GDPR への一般的な対応が必要となる。十分性認定がなされることによって影響を受けるのは、EEA 域内から日本の事業者への個人データの移転に際して SCC が不要になるという点だけであり、その他の GDPR 対応は必要である。そのため、本年度十分な対応ができなかった企業においては、次年度に向けて十分な予算・人員を確保し、対応を進めていくことが重要である。

2018年11月23日に公表された地理的範囲のガイドライン案の内容やそこで紹介されている具体例を見ると、旅行者を相手にするビジネス、アプリ開発に関するビジネス、及びウェブでの広告・マーケティング関連のビジネスについては、特に対応の必要性が高いと考えられる。実際に、旅行者を相手にするビジネスでは漏えい事案が多く発生しているほか、アプリや広告・マーケティング関連のビジネスでは、EEA 域内・域外、企業の規模にかかわらず、現地の当局による摘発例が現れ始めている。また、EEA 域内の企業から個人データの処理の依頼を受ける日本企業(クラウドサービスやデータ分析等を行う企業)は、処理の依頼を受けるだけで GDPR の適用を受けないことは明確になった一方で、それらのサービスを提供するに当たり所定のデータ処理契約を締結しなければならないことが明確になっているため、処理者としての立場でデータ処理契約を用意することが望ましい。これらの解説については、[企業法務ニュースレター2018年11月号](#)をご覧ください。

第3に、現地の拠点についても十分性認定の動向にかかわらず対応が必要である。現地の拠点についても、本年度十分な対応ができなかった企業においては、次年度に向けて十分な予算・人員を確保し、対応を進めることが必要になる。制裁金がグループベースの世界売上高に対して課されるおそれがあることを踏まえると、現地の拠点任せにしている対応が進まなかった企業においては、本社サイドでグリップを効かせて進めていくことも含め、対応方針を見直す必要があるだろう。

最後に、GDPR を遵守することができるか、グループレベルで周知とモニタリングを継続することが必要である。

前者(周知)との関係では、来年には GDPR 施行から1年を迎えるとともに不正競争防止法の一部が改正されるのを機に、グループの役職員向けの社内セミナーなどを行い、今一度社内の「情報」のあるべき取扱いについて周知を促すべきと考えられる。また、データ漏えい等への対応を強いられたり、データ主体からの権利行使の要求を受けたりした日系企業も少なくなく、対応手順と記録簿の見直しも有用であると考えられる(例えば、「正当な利益」に基づいて個人データを処理する場合における、会社の利益とデータ主体の利益との比較衡量を行う際のバランス・テストの検討結果⁴に対するアクセス権や、従業員である間に提供した個人データについてのデータポータビリティ権が行使された例もあると聞かすが、多くの日系企業にとってその対応は容易でないだろう。)

後者(モニタリング)との関係では、GDPR の対応状況について、自社・グループ企業の監査項目に入れて確認することが重要になってくる。また、欧州企業を買収する場合はもちろんのこと、欧州企業以外を買収する場合であっても GDPR の域外適用を受ける可能性のあるビジネスを買収する場合には、どのような観点から GDPR との関係でのデュー・ディリジェンスを行うか、調査の項目を今一度見直しておくことが望ましい。

以上

⁴ 透明性に関するガイドライン(Guidelines on Transparency under Regulation 2016/679 (WP 260, rev.01))において、このバランス・テストは個人データを収集する前に実施しなければならず、かつ、データ主体はその結果へのアクセスを請求できる旨が明記されている。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年マックス・プランク イノベーション・競争法研究所併設のミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。コーポレート、M&A、IPとデータの保護と利活用に関する法制度を専門とし、グローバルでのデータ規制への対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。欧州でのM&Aも手掛ける。



つのだ たつや
角田 龍哉

西村あさひ法律事務所 弁護士

t_tsunoda@jurists.co.jp

2014年弁護士登録。日本内外の独占禁止法/競争法全般のほか、通商法、会社法、データ規制等を幅広く担当。近時の著作として、「ビッグデータと単独行為 (特集: プラットフォームと競争法)」(ジュリスト 1508号)、「地方銀行間の事業統合に関する計画に対する審査結果 - 公取委平成29・12・15発表」(ジュリスト 1517号)等がある。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2018